

南部地域の関係人口コーディネート事業業務委託仕様書

1 委託事業名

南部地域の関係人口コーディネート事業業務委託

2 履行期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

3 定義

南部地域：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（計13市町）

伊勢志摩地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

東紀州地域：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

都市部：首都圏や関西圏、中京圏（県北勢部含む）等

関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと

関わりしろ：地域の活性化に向けた活動について、地域でできることを除いた、関係人口等の外部人材により手伝ってほしい部分のこと

ふるさと住民登録制度：住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組み（総務省が創設）

4 業務の目的

南部地域は県内の他地域と比較して人口減少が著しく、地域住民のみでは地域活性化に向けた活動を実施、維持することが困難となっている。

一方、都市部には、出身地やゆかりのある地域のために活動したいという思いを持っている人々がいる。現状ではこれらの人々と地域づくりに関わる人（地域内人材）との間をコーディネートする機能がないため、都市部の人ほどどのように地域に関わればよいのか、また地域においてはどのように関わってもらえればいいのかがお互い分からずに、地域活性化に活かしきれていない。そのため、外部人材の活用に向けた関係人口のコーディネート機能を充実させる必要がある。

また、地域内においても、地域の活性化に向けた新たな活動の造成や受入体制整備が必要となるため、地域内のネットワーク強化なども必要である。

そこで、地域住民と、関係人口、特に地域貢献や地域活動に興味のある方をつなぐこと、およびそのつながりを拡大、深化させて、継続的な関係性構築や、新たな活動の創出など地域活性化を図ることを目的としたコーディネーター（「関係案内所」機能）を配置する。

5 業務の明細

上記目的を達成するために、南部地域の実情にあった実施体制を検討し、検討結果を基に試験的な運用を行う。

具体的には以下の業務を委託する。

なお、業務を実施するにあたっては、(1)と(2)は関連していることに留意し、たとえば交流会において、制度設計の検討内容について地域内人材に対し意見聴取するなど、関係者と連携しながら進めること。

(1) 提案と試験的運用

①調査と視察について（概ね9月上旬まで）

南部地域において、関係人口を取り込んで地域の活性化を図るにあたり、どのような形で実施するのが効果的かなどについて検討すること。また検討に向けて、ふるさと住民登録制度のモデル事業や、すでにコーディネート事業を実施している地方自治体の先進事例を調査（デスクリサーチ）し、現地視察を行うこと。

- ・先進事例調査：10件以上
- ・現地視察：2箇所以上

②提案について

①の調査で得た知見を基に、南部地域でのコーディネート事業実施体制について制度設計を行い、三重県に提案を行うこと。提案は9月25日（金）までに中間案、11月27日（金）までに試験的運用案を提出し、試験的運用結果を踏まえ令和9年3月19日（金）までに最終案を提出すること。中間案には上記①の内容を、最終案には令和9年度から令和11年度末までのロードマップ※（活動についての情報掲載件数や年度毎の関係人口が参加した活動件数見込等）を含めて記載すること。

また、制度設計にあたっては、以下の点を考慮し、設計すること

- ・国の実施する「ふるさと住民登録制度」と齟齬なく適合すること
- ・南部地域の市町の「ふるさと住民登録制度」参加意向を把握するなど、市町と連携・調整を図ること
- ・人員面、金銭面（市町の負担金等）などから三重県南部地域で持続的に実施できる体制とすること

※なお令和9年度以降の業務については、次年度予算の成立を前提とした参考情報とし、次年度以降の契約を保障するものではない。

③試験的運用（令和9年1月・2月に実施）

②において提案をおこなった試験的運用案に基づき、実際に人員配置等を行うこと。

また都市部への情報発信を行い、少なくとも2件、関係人口とともに活動を実施すること。

期間は2か月程度とし、その結果を分析し、実施体制の最終案を作成すること。

(2) 情報発信・受入体制整備など

都市部への情報発信と関係人口受入のための体制整備を行うこと。

①情報の収集と発信

南部地域の地域おこし協力隊など、地域内人材についての情報収集や関係性の構築を行い、情報の集積を行うこと。

また、関係人口に向けて情報発信を行うにあたり、最も効果的と考える方法を提案すること。その方法（Web サイトや SNS など）の検討にあたっては、以下の点を踏まえること。

- ・ Web サイト構築や SNS アカウント作成等、実施にあたっては、県と協議を行うこと
- ・ Web サイトや SNS アカウントは、委託期間終了後、成果物として県の帰属となること
- ・ ふるさと住民登録制度において「アプリ」の使用が予定されていることから、将来的にそのアプリとの連動を想定したものとすること
- ・ 試験的運用までに稼働させる必要があること

②ネットワーク強化

地域内人材のネットワーク強化や新たな活動の造成を図るため、伊勢志摩地域および東紀州地域で、それぞれ1回以上、5名以上が参加する交流会を行うこと。

※交流会にかかる飲食代を参加者の自己負担とすることは差し支えない

③受入体制整備等

関係人口受入の体制整備に向けた以下の取組を実施すること。

- ・ 関わりしらの明確化についての情報提供
（ふるさと住民登録制度のアプリを想定した情報整理の方法など）
- ・ 関係人口受入に関わる注意点などの情報提供
- ・ 新たな活動の造成に向けた助言等の実施

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物及び提出期限等

(1) 成果物

① 提案書の電子データ (PDF 形式)

- ・ 制度設計の中間案、試験的運用案、最終案
- ・ 情報発信方法についての提案書

② Web サイト等のアカウント等の情報

- ・ 5(2)①で作成した Web サイトや SNS のアカウント情報など維持管理に必要な情報一式

(2) 実績報告書 (PDF 形式)

以下の内容を含む報告書を作成し、提出すること。

- ・ 5(1)③の地域活動の実施状況や結果について
- ・ 5(2)②の交流会と同③の受入体制整備等について

(3) 提出期限

- ・ 提案書 中間案 : 9月25日(金)

試験的運用案：11月27日（金）

最終案：令和9年3月19日（金）

・実績報告書：令和9年3月19日（金）

（4）提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課

E-mail:nanbu@pref.mie.lg.jp